

独立行政法人国立高等専門学校機構男女共同参画行動計画

平成23年9月12日策定

本行動計画は、「独立行政法人国立高等専門学校機構男女共同参画宣言」（平成23年3月17日）にもとづき、その基本理念の実現に向けて基本方針及び重点課題について明確化するものである。

各高専及び機構本部は、その果たすべき役割を認識して、密接な連携のもと本行動計画を推進していくものとする。

本行動計画の推進期間は、平成23年10月から平成30年度（第3期中期計画最終年度）までとし、平成25年度（第2期中期計画最終年度）には1回目の中間評価を行い、その後の取組みに反映させる。また、最終年度には本行動計画の進捗状況を取りまとめるとともに、必要に応じて次期の行動計画を策定することとする。

基本方針及び重点課題

1 教育活動全般を通じた男女共同参画の推進

- (1) 女子学生の比率向上を図る。
- (2) 女子学生が技術者としてのキャリア形成ができるよう支援する。
- (3) 女子学生がより快適に学べる修学環境（女子寮・更衣室・トイレ等の施設、安全・安心対策・学生相談等）の整備を図る。
- (4) 推進モデル校を設置し、その取組を支援するとともに、全校への普及を図る。

2 教育・研究・就業における男女共同参画の推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境整備

- (1) 女性教職員の比率向上を図るため、特に新規採用教員に占める女性の比率を当面20%以上とすることを目標とし、早期の達成を目指すとともに、女性教職員の採用・登用計画を作成し、積極的に取り組む。
- (2) 女性教職員に係るネットワークづくり等によりキャリア形成を支援する。
- (3) 女性教職員の就業環境（休憩室等）の整備を図る。
- (4) 教職員が仕事と生活の両立を図れるよう、男女を問わず各種制度（育児介護休業、時間外労働時間の縮減等）の利用を促進し、必要に応じて拡充整備する。

3 男女共同参画の意識啓発

- (1) 各高専における男女共同参画に関する推進体制を整備するとともに、意識啓発を図る。
- (2) 男女共同参画の取組について、学内外への情報発信を強化する。
- (3) ハラスメント防止体制及び相談体制の整備、充実を図る。

4 法人・学校運営における意思決定への男女共同参画の推進

- (1) 女性教職員の指導的地位への登用等を積極的に推進する。
- (2) 女性教職員の各種委員会等への参画を積極的に推進する。